



POLICE Information

少年の非行・犯罪被害防止

子供のインターネット利用による犯罪被害を防止しましょう

スマホの約束六か条

- あ 会わないで！（知らない人と）
- と 撮らないで！（自分の裸を）
- が 画像を送らないで！
- こ 個人情報を載せないで！
- わ 悪口を書き込まないで！
- い いじめないで！（ネットを使って）



肥後っ子テレホンで少年相談を受け付けています

肥後っ子サポートセンターでは、

- 非行に関わる相談
 - 家出や夜遊びなどの不良行為の相談
 - 犯罪被害やいじめなどの相談 等
- を少年自身や保護者から電話や来訪により受け付けています。
- お気軽にご相談ください。

肥後っ子サポートセンター

オーニックリ ヨクナロー

肥後っ子 0120-02-4976

テレホン

サーハヨー ヨクナロー

電話 096-384-4976

FAX

ホームページ（URL） <http://www.pref.kumamoto.jp/police/>

メールアドレス higokko@police.pref.kumamoto.jp

ご相談はお気軽に！

相談受付 平日午前8時30分～午後5時15分
(年末年始の休みを除く。)

※メールでの相談の場合、内容や休日等により返信が遅くなる場合があります。

〈問い合わせ〉 高森警察署 TEL (62) 0110

詳しくは消防本部予防課までお問い合わせください。
電話：0967(34)0119

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

ガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で ① 本人確認 (運転免許証の提示など)

② 使用目的の確認 を行うとともに、

販売記録を作成することが義務付けられています。

本人確認をさせていただきます。

使用の目的はなんですか？

△ ガソリンを取り扱うときの注意事項 △

灯油用ポリ容器

ガソリンは、灯油用ポリ容器に入れることはできません!!

※ 噴出注意!

※ 周囲の安全を確認
※ フタを開ける際に
※ エンジンが止まる
※ エア抜きをする
※ 急激な温度変化

ガソリン携行缶に貯められている
ガソリンが漏れ出して取り返って
ください!!

セルフスタンドにおいても、
ガソリンスタンドの従業員が
行う必要があります!!

皆様のご理解とご協力をお願いいたします

〈本人確認ができる書類〉※写真付きの証明書
・運転免許証 ・マイナンバーカード ・パスポートなど

令和元年7月に発生した京都アニメーションズ
スタジオ爆発火災(放火)を受け、同様の事案を抑制するため、
令和2年2月1日から、ガソリンスタンドにおいてガソリン
を容器詰め替え販売するときは、顧客の本人確認、使用
目的の確認、販売記録を作成することが義務付けられました。
これを受けて、ガソリンを容器で購入するときは、本人
確認ができる書類が必要となります。

**ガソリン(混合油を含む)を携行缶で
購入するときは、本人確認と使用目
的の確認が必要になりました**

なんでも 南部分署



〈問い合わせ〉 阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署 TEL (62) 9034 火事・救急 119